

タイプフェイス

と

知的財産権

【文・構成】長田年伸，アイデア編集部

【監修】水野 祐（弁護士，シティライツ法律事務所）

長年のアシスタント時代を経て、念願かない独立したグラフィックデザイナー A。
下積み経験を評価され仕事の案件数も上々、それなりに忙しい毎日を通している。
そんなところに、前職時からつきあいのあった某大手建築会社から、あらたに展開する
自社ブランドのロゴ制作の依頼が。ところが、Aはゼロからロゴをデザインするのは
じつははじめての経験。チャンスをものにするためにも失敗は許されないが、
さりとてちょっと自信がなかったりもする。だったら手持ちの書体をアレンジして使うのはどうだろう。
そう思い立ったAは、友人のタイプデザイナー Bに相談をするのだが……

- 登場人物**
- A** グラフィックデザイナー。30代後半。男性。20代前半から有名ADの下でアシスタントを務めたのち独立。現在、数名のスタッフを抱えるデザイン事務所を運営している。書体に興味はあるが、仕事のためになら多少ズルをして使ってもいいでしょ、くらいのスケベごころあり。野心的で、上昇志向が強い。
 - B** フォントベンダーに勤めるタイプデザイナー。20代半ば。若手ながら勉強熱心で、これからのフォント業界の行く末について、特に強い問題意識をもっている。そのため書体の法的保護に関して肯定的に捉えており、健全な保護のあり方について日頃から考えている。

本記事はクリエイティブ・コモンズ・ライセンス
【表示 2.1 日本】の下で公開します。
This article is licensed under a Creative Commons
【CC BY-NC-ND 2.1 JP】
IDEA magazine Some Rights Reserved. 2014



註1 フォントのライセンス契約

フォント・ソフトウェアなどの開発者やメーカーと、ユーザーの間で取り交わされる、ソフトウェアの使用条件を定める規約・約款のこと。フォントの使用権を認めるもので、原則として当事者間の契約として著作権法よりも優先して適用される。一般的な市販ソフトウェアの場合、ソフトウェアのダウンロード時や起動時に確認が行われ、フィジカル・パッケージが存在する際は、パッケージ内に契約書が同封されており、サインして返送を求められるケースもある。契約の内容や条件、範囲は個々のケースにより異なる。（使用許諾条件）とも呼ばれる。

デザイナーとフォントベンダーとの間のタイプフェイスに関する契約は、一括買い取りの場合と、タイプフェイスにかかわるフォントの売上数に応じてロイヤリティを支払うライセンス契約とがあり、アメリカでは、後者については期間を限定した独占的契約の場合が多い。なお、デザイナーとフォントベンダーとの契約に際して、対象タイプフェイスに関する意匠特許権・著作権登録の有無は、契約条件にほとんど影響しない。ただし、第三者が対象タイプフェイスをみずから創作したタイプフェイスの模倣であると主張してくることに備えて、フォントベンダーが契約時にデザイナーに対し、対象タイプフェイスはデザイナーの独自創作に基づくものである旨の保証を求める場合があるため、タイプフェイスにかかわる権利の有無は、対象タイプフェイスの独自創作性を担保するためのものとして機能する。フォントベンダーと企業や個人のフォント利用者とは多くの場合、利用許諾契約（End User License Agreement: EULA）を締結しており、契約の対象は主としてタイプフェイスとフォント・プログラム（多くは著作権登録している）である。

註2 文字のアウトライン化

Adobe Systems社のグラフィックスソフト「Illustrator」には、文字データをパスで構成されたアウトラインデータに変換する機能が備わっている。アウトライン化された文

著作権法では保護されにくい日本語書体

- A** 忙しいところ、ごめん。
- B** いえ、大丈夫です。相談事というのは、先日いただいたメールの通りでいいんですね？
- A** そう。独立前からおつきあいさせていただいた建設会社から依頼のあったロゴの件。コンベ形式みたいだからなんとしても勝ちたくて。こちらとしてはいい書体があるから、それをそのまま使えたらベストなんだけど。
- B** その書体のライセンス契約の内容^{註1}は確認しましたか？
- A** 確認したら、非商用目的での使用、ウェブサイトを含む個人使用、印刷物などの商用利用まではOKなんだけど、ロゴ使用はNGで別途個別ライセンス契約が必要。ただ、やっぱりぼくとしてはこの書体を使いたいから……。
- B** それで、書体に手を加えたり、あるいは他書体と組み合わせるとしたらどうなのか、ということですね。
- A** うん。いまの時代、Illustratorを使ってフォントをアウトライン化してしまえば形を自由に換えられるわけだから^{註2}、ある書体を改変することは可能だよね。ということは、既存のフォントをベースにデザインを更新することができる。一から書体デザインする労力がショートカットできるようになったといえると思うんだ。それによってさらにいいデザインを生み出せるかもしれない。
- あるいは複数書体を組み合わせるとしたら、いいデザインだけとそれほど知られていないものを発掘して知ってもらうチャンスになる。デザインには過去のすぐれたデザインをモチーフにする「デザインの引用」という手法もあるわけだから。
- B** ライセンス契約に、文字の変形・加工については書かれていませんか？
- A** 書かれていた。NG。でも、あくまでその書体を参考に制作したってことにすれば、どうかな。制作過程について検証できるわけじゃないし。それに、その書体を参考にしなくても、つくったロゴがたまたま似てしまうことも、十分ありえるよね。
- 書体をそのまま使うことがダメなことはわかるんだけど、こういう可能性を考えると、どこからがフォントの著作権を侵害するのがわからない。
- B** わかりました。

お伝えしておく、Aさんが最初に侵害する可能性があるのは、フォントの使用条件・ライセンス契約です。ライセンス契約は著作権に優先するものなので。

通常、フォントはそれをデザインする人＝タイプデザイナーがいて、デザイナー自身、ま

たは著作権または販売する権利を譲り受けたフォントベンダーが、フォント製品として販売しています。現在、多くのフォントはデータ化されていますから、製品はフォントデータということになります。

書体をデザインした人とそれを販売する人が必ずしも一致しないのは、例えばモリスワの「MORISAWA PASSPORT」^{註3}で、ヒラギノフォントやタイプバンクフォントが利用可能なことからわかりますよね。

フォントを購入する際、購入者はベンダーとの間にライセンス契約を取り交わします。ライセンス契約書は、通常、パッケージに同封されていますが、ダウンロードによる販売が急増している現在では、ダウンロード時に「利用規約」が示され、ダウンロード＝規約内容に同意、という了解が進められることがほとんどです。

ライセンス契約は、タイプデザイナーとその権利を委託され販売する責任をもったベンダーの利益を保護するためのもので、もしもこれを自由に破っていいとなると、フォントビジネスそのものが成り立たなくなり、お金をかけてつくられる優良なフォント文化が育たなくなる可能性があります。

そして肝心なのは、このライセンス契約の内容です。契約はどれも同じというわけではなく、個々の製品によって異なります。たとえばテレビのテロップ。じつはテレビのテロップにはMORISAWA PASSPORTやフォントワークス社の書体^{註4}が多く使われているのですが、それはライセンス契約で「TVテロップへの使用」が認められているからです。

このように、フォントはライセンス契約によって保護されているのですが、じつはフォントのデザインである「書体」については、現在の日本の法律に、直接的・明示的に保護する規定はありません。

A どういうこと？

B ライセンス契約は「フォント製品の利用・使用に関する条件」であって、それを開発・販売したベンダー側とユーザーとの関係を拘束するものです。一方で、法律により書体が保護されるのであれば、ライセンス契約を交わした相手方はもちろん、交わしていない第三者に対しても、法律による保護は及ぶことになります。また、ライセンス契約に書かれていない事項についても、拘束できる可能性があります。

しかし、さきほど述べたとおり、現行法には書体を明示的に保護する規定は存在しません。たとえば、著作権法は「思想または感情を創作的に表現した」著作物を保護するものですが、そこには書体のような「実用的な機能」を求められる、いわゆる実用品は原則として入らないとされています^{註5}。

一例を挙げれば、「ヤギ・ボールド事件」と呼ばれる判例では、書体を実用品と判断し、書体の著作権を否定しています^{註6}。

ヤギ・ボールド事件の判決は書体の著作権を否定するものでしたが、しかしその後起きた「ゴナU事件」の判決によって、書体が例外的に著作権により保護される場合の条件が示されます。それは、従来の印刷用書体に比べて顕著な特徴を有する「独創性」を備えていること、それ自体が美術鑑賞の対象となりうる「美的特性」を備えていることです^{註7}。

A なるほど。でも、その最高裁判決はほとんど無理難題に等しいことを言っているように思えるな。タイプフェイスの独創性っていったって、ゴナUは発売当時、ユニークな書体を謳って登場したわけだし。

B おっしゃる通りです。最高裁の判決はたしかに厳格な基準を示したものの、ではなにをもって独創性と美的特性を備えているのか、その内容については触れられていませんし、この判断を前提にすると、書家が書いた書体のようなものにしか著作権は認められないのでは、という指摘もあるくらいです。

じゃあ現場の人間が定義すればいいという話になるかもしれませんが、残念ながら、日本ではまだ書体を評価するための基準が存在していません^{註8}。ですから、当事者であるタイプデザイナーやベンダーの側からも、この最高裁判決の要件に対して、具体的に回答できていません。

またフォントのもつ公共性の観点からも、現行法のままの著作権を認めるのは難しい現実があります。この点についてはゴナU事件の判決でも述べられているのですが、タイプフェイスに著作権を認めると、万人共有の財産ともいえる「字体」に独占的排他権を認めることになります。すると、円滑な企業活動、商業活動、表現活動のみならず、社会機能そのものにも支障を来す恐れがあります。高度に情報化した現在の社会において、コミュニケーションそのものを阻害してしまう可能性があるため、やはり著作権での保護には高いハードルがあるのが現状です^{註9}。

タイプフェイスとデザインと法律と

「タイプフェイス」と「フォント」

B そんなわけで著作権での保護は難しいのですが、著作権法以外の法律によって、フォントの保護を目指す動きもあります。

A 著作権以外？

B はい。その前にフォントが法的にどういう立場にあるのかを整理しますね。

字データは画像データであるため、データを共有・印刷する際に文字化けが発生しない。しかし画像データと等しく、文字の形象そのものを変形することも可能になる。

註3 MORISAWA PASSPORT

株式会社モリスワが販売している、フォントのライセンス契約。モリスワフォント以外にも、大日本スクリーン製造株式会社のヒラギノフォント、株式会社タイプバンクのタイプバンクフォントのほか、アメリカThe Font Bureau社、台湾ARPHIC TECHNOLOGY社、中国の北京漢儀科印信息技术有限公司、韓国SANDOLL Communications社など、総計900を超える書体で使用可能な、国内最大のライセンス契約制フォント製品（2014年2月現在）。

註4 フォントワークス社の書体

フォントワークス社ではライセンス契約制フォント製品として「LETS」を販売している。LETSには複数の製品があり、フォントワークス社の書体を中心としたLETS以外に、株式会社イワタのフォントコレクションを利用できる「イワタLETS」、中国のベンダーである方正株式会社のフォントを使える「方正LETS」からなる。同じLETSシリーズではあるが、ライセンス契約の内容はそれぞれ異なっており、テレビテロップなど映像・放送コンテンツでの利用が可能なのはLETSと方正LETSで、イワタLETSに関しては条件付きでの使用許諾となっている（2014年2月現在）。

註5 著作権法

著作権法によれば、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（第2条第1項）とされており、美術的著作物は、鑑賞を目的とした純粋美術や美術工芸品などを指し、実用品に用いられるデザインは応用美術とされ、美術的著作物に当たるかは議論の余地が残る。

註6 ヤギ・ボールド事件と判決

「ヤギ・ボールド事件」とは、桑山弥三郎が柏書房から出版した『ニュー・アルファベット 1965 - 1972年間に制作された新書体』、『装飾アルファベット ファンシー／イニシャル／人文字書など』（いずれも1972年、編著）の内容をめぐる、八木昭興が提訴した事件。2冊の本は桑山が世界中から採取した書体デザインを掲載したもので、その出典は明記していたものの、著作者は不詳としていた。八木は自身のデザインしたヤギ・ボールド、ヤギ・ダブル、ヤギ・リンク・ライト、ヤギ・リンク・ダブルが著作者である自分に無断で掲載されたとし、桑山の行為が著作権侵害にあたるとして提訴するが、東京地裁も東京高裁も請求を棄却する結果となった。問題はこのときの東京高裁による判決で、高裁は著作物の成立性について、「単に美術の範囲に属するか否かで決められるのであって、美的な表現を創作するにあたっての労力の多少などは、著作物性の決定については考慮されるべきものではない」と断じている。この判決は、タイプフェイスはそもそも純粋美術の範囲には属しないとすると、現行法によるタイプフェイスの著作権を完全否定する内容となっている。

註7 ゴナU事件と判決

株式会社写研と株式会社モリスワの間で争われた、フォントの著作権をめぐる裁判。1975年、写研は書体「ゴナU」を発表、その18年後の1993年、モリスワは「新ゴシック体U」と「新ゴシック体L」を発表・販売した。ところが新ゴの販売開始から5年後の1998年、写研は新ゴUはゴナUを、新ゴLはゴナMを複製したものだとして、著作権法112条と民法709条に基づき、モリスワに両書体を記録した記録媒体（フロッピーディスク）の製造・販売の禁止を請求。またモリスワの関連会社で、新ゴ書体を搭載した写真植字機用文字盤を製造していたモリスワ文研に対しても、文字盤の製造・販売の禁止などを請求するが、大阪地裁、高裁では控訴棄却となり、最高裁では上告棄却とされた。判決だけを見ると従来裁判と変わらないように映るが、ここで重要となるのは最高裁の判決文である。「印刷用書体が著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象

となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。つまりこの条件を満たさない限り著作権は認められない、という厳格な基準を示したのである。

註8 日本語書体の評価軸

日本語書体をめぐっては、いまのところ有効な評価軸は存在しない。評価軸はおろか、その形態的分類をめぐっても定説はないが、近年、佐藤タイポグラフィ研究所の小宮山博史が『基本日本語活字見本集成 OpenType版』（アイデア編集部編、小社刊、2008年）で、グラフィックデザイナーの祖父江慎が『フォントブック 和文基本書体編』（毎日コミュニケーションズ、2008年）で、それぞれ和文書体の形態分類に挑戦しており、ようやくその端緒についた。しかし、欧文書体と比しても、取り組むべき課題はまだ山積しているのが現状といえる。

註9 フォントの公共性

ゴナU事件における大阪高裁、ならびに最高裁の判決は、フォントの公共性について触れている。

①フォントは大量に印刷、頒布される新聞、雑誌、書籍などの見出しや、本文の印刷に使用される実用的な印刷用書体であり、その性質上、もっとも重視されかつまた最低限必要なことは「万人にとって読解可能で読みやすい」という文字が本来有する情報伝達機能である。

②したがって、その形態については、そこに美的な表現があるとしても、情報伝達という実用的機能を十全に発揮し、特定の「文字」として認識され得るように、字体を基礎とする基本的形態を失ってはならないという制約を受ける。

③書体デザイナーの苦勞は認めないではないが、書体のデザインにおいては、上記②について大きな制約があり、骨格の決定においても、字体から遊離することは許されず、その裁量の幅は大きくないため、過去に成立した各種書体からの大きな差異を創出する余地もあまりない。

④このことを考えると、もしも書体に著作権の成立を肯定した場合、類似の著作権が成立時期も不明確なまま数多く発生してしまう。その権利期間は、権利者が法人であれば50年、個人であればさらに長期にわたることになり、結果的に広く利用されるべき文字の使用自体にも支障をもたらすおそれがある。

⑤また、印刷物などにおける「言語の著作物」の利用にも支障を来す事態も考えられる。

⑥このような観点からも、書体について著作物性を肯定し得る余地があるとしても、相当の制約を受けざるを得ない。

註10 タイプフェイスの定義

タイプフェイスの保護に関する国際条約である「タイプフェイスの保護とその国際寄託のためのウィーン協定」では、タイプフェイスを、

①アクセント記号および句読点のような付属物を伴った文字とアルファベット自体

②数字ならびに定式記号、符号、および科学記号のような他の図形的記号

③飾罫、花文字および絵文字のような装飾物の一連の意匠であり、あらゆる印刷技術によって文章を構成するための手段を提供することを意図されたものを言い、形状が純粋に技術的な要請に起因するものは除くと定義している。

一方、日本語のタイプフェイスの「ひと揃い」は、用いる文字種、文字数が多いこともあり、その範囲はかならずしも明確ではない。日本タイポグラフィ協会による定義では、「和文の場合、ひらがな、カタカナ、清音字彙、あ、エ、をを除いた46字。漢字は教育漢字の1006字をひと揃いの最小文字数とする」とされているが、実際には数千、ときには1万を超える漢字とひらがな、カタカナ、約物、アルファベット、数字などをワンセットのフォントとして販売することが一般的である。

註11 知的財産権

知的財産権は著作権、産業財産権、その他の知的財産権からなり、その概要については次ページの図の通りである。

これまでずっと「フォント」と呼んできましたけど、Aさん、フォントってなんですか？

A 書体のことじゃないの？

B 一般的にはそうですが、厳密には少し違います。

わたしたちが通常フォント、つまり書体と呼ぶものは「タイプフェイス」とされます。タイプフェイスは言ってみれば「書体のデザインそのものの」ことで、印刷物などのために文章を組むことを主な目的に、統一のデザインコンセプトに基づいて制作された、ひとそろいの文字群です **註10**。

しかし、タイプフェイスのままでは文字は実体化しません。タイプフェイスを印字・表示するために機器で使えるようにしたものが「フォント」です。かつての金属活字や写植文字盤のようなハードウェア、現在のデジタル・フォントのようなソフトウェアのことです。

これを法律の位相から見てみると、書体のデザインそのものであるタイプフェイスは「無体物」であり「形象」です。そしてそのタイプフェイスを具現化した機器であるフォントは「有体物」とされます。またフォントを用いて得られた成果物も「有体物」とされます。印刷物などのことですね。

A 要するに、デザインそのものと、デザインを具現化した触媒と、その触媒を通じて得られるものとで、性格・性質が異なるってことかな。

B これまで説明してきたのは、あくまでタイプフェイスに著作権が認められるかどうかでした。現行法ではタイプフェイスに著作権を認めるのはなかなか難しいというのが現状です。では他の権利ではどうか。じつは著作権は「知的財産権」のひとつで、知的財産権には著作権以外にも、「産業財産権」、「その他の知的財産権」があります **註11**。

意匠権

B このうち、タイプフェイスの保護につながる可能性が高いのは意匠権です。

意匠権は物品に関する意匠、つまり物品という工業的手段によって量産される有体物の外観のデザインを保護するための法律です。タイプフェイス自体は無体物ですから、物品の生産に直接関係のない文字のデザインを保護することは、現状困難とされています **註12**。

しかし、2006年に行われた意匠法の改正によって、画面デザインの保護 **註13** など意匠権による保護拡大の検討が行われており、タイプフェイスまたはフォントを保護すべきという議論も起きています。

A でも、いまBくんが言ったのは可能性の話であって、まだ意匠権では保護されていないんでしょう？

B 残念ながらそれが現状です。やはりタイプフェイスの保護には慎重論が多いと言えます。

商標権

B 意匠法はそうした状況ですが、商標権による書体保護の可能性も考えられます。

A ほんとに？ だって商標登録したら、それに似たデザインの書体がつくれなくなるよ。そうすると、さっきのゴナU事件の判決文と矛盾しない？

B その通りです。商標は「商品や役務（サービス）の提供・販売元を明確に、需要者に伝えるためのしるし」です **註14**。そのため、タイプフェイスそのものを商標権で保護すると類似の商品やサービスを規制することになります。タイプフェイスのもつデザイン的性格を考えると、それは認められません。

ですが名称を登録することは可能です。書体の名称自体を保護することは、ロゴを商標登録することと変わりませんから。

とはいえ、名称を登録することはタイプフェイス保護のごくごく一部でしかありませんし、商標登録の対象はあくまで写植文字盤やCD-ROMであって、タイプフェイスそのものが保護されるわけではありません。

不正競争防止法

B 知的財産権には他に特許権もありますが、特許は産業上の利用可能性があり、新規性を備え、かつ進歩性のある「発明」に対して保障されるものですから、タイプフェイスのデザイン的性格を考えると、そもそも当てはまりません。

A 話を聞いていると、タイプフェイスを保護した例ってというのはないみたいだね。

B いえ、不正競争防止法に絡んでタイプフェイスを保護した裁判例はあるんです。

不正競争防止法は、事業者の営業の場で起こるデッドコピー行為など不正な競争を禁止して、営業上の利益を保護する法律です。この法律による保護を検討する際、問題になるのはそれが「商品」もしくはそれに類するものに当たるかどうかです **註15**。

ではタイプフェイスはここでいう商品に当たるのでしょうか。かつて起きた「タイポス書体事件」**註16**では、商品は少なくとも有体物である必要があり、無体物であるタイプフェイスは含まれないという判決が下りますが、その後発生した「モリサワ不正競争仮処分申請事件」**註17**の判決では、無体物であってもその経済的価値が社会的に承認され、独立して取り引きの対象とされている場合には「商品」に当たるとしたのです。

A じゃあ、商品として、タイプフェイスは保護されるようになっていくってわけ？

B ところが必ずしもそうじゃないんです。この判決によってタイプフェイスの保護が決定づけられたわけではなくて、同じく不正競争か否かについて争った別の事件では、裁判所は訴えを棄却しています^{註18}。

つまり、モリサワ不正競争仮処分申請事件の判決は、デッドコピーを排除するためのものではあったけれど、不正競争防止法により保護されるために必要な類似性や周知性、他の商品との混同の事実については依然として厳しい判断が必要であり、法律によるタイプフェイスの保護が十分であるとは言えません。

不法行為法

B もうひとつ、タイプフェイスの保護については民法の不法行為を利用することが考えられます。

不法行為は、市場経済が正しく機能するために、競争相手を貶める風評を流したり、商品の形態をコピーしたり、特殊技術を盗んだり、虚偽の表示を行うことにより、第三者が損害を被った場合に、その第三者が損害賠償や差し止めを請求するための根拠となる法的主張のことで^{註19}。

A なんだか当たり前のことだと思っけどな。

B そうなのですが、これがタイプフェイスになるとそうではなくなります。

不法行為に該当するかどうか、決め手となるのは「故意または過失」かどうかです。デッドコピーに関しては不法行為が認められる可能性が高いのですが、書体の類似性を争点にすると、適用の可能性が低くなります。

また不正使用についても、現在控訴中の「「タイプフォント」不法行為等損害賠償等請求事件」^{註20}がありますが、第一審では原告の訴えは棄却されています。

フォントと保護と

A これまでの話を総合すると、要するにタイプフェイスはデッドコピー以外は取り締まれないってことになるよね。

B フォントはプログラムの著作権で保護される可能性がありますが^{註21}、タイプフェイスに限って言えば、法的にはほとんどの場合がそういうことになりませぬ、残念ながら。

A だったら、ぼくがやろうとしているのも、ありだね？

B でも、ライセンス契約には違反しているの、損害賠償などを請求されるおそれはありますよ。

A いや、だからそれは、さっきも言ったみたいに証明できないでしょう。デザインされたものからデザインする過程を取り出せるわけじゃないし、基にした書体の形に手を加えさえすれば、デッドコピーと同定できるくらい似ていないと違法性を指摘できないんだから。

B それは法の抜け穴ですよ。たしかに現行法ではAさんのおっしゃる方法を使えば、ライセンスに違反していたとしても違法性を指摘することは難しいかもしれません。でも、それではいくらなんでもひどすぎます。

書体をデザインするには、高い技術と経験が必要なことはもちろん、多くの時間と労力がかかります。Aさんだっただご存知でしょう。それを、いくら法的にグレーだからといって、踏み込んでいいとは到底思えません。Aさんもデザインに携わる人なんだから、わかるでしょう。

A わかるよ。わかるけど、いまの法律でカバーできないなら、仕方ないと思う。

そもそも現代の日本語書体は、直接には、明治の初期の本木昌造^{註22}や平野富二^{註23}を源流にしているわけで、基本的にはコピーの連続で発展してきたわけだろ。だから、明朝体にしてもゴシック体にしても、基本書体の間ではデザインがそう大きく変わるわけじゃない。本文サイズで並べて、どれがどの書体か言い当てられる人なんて、めったにいないよ。だから、そもそも日本語書体に、それぞれ独立した独創性なんて存在しないんじゃないの？

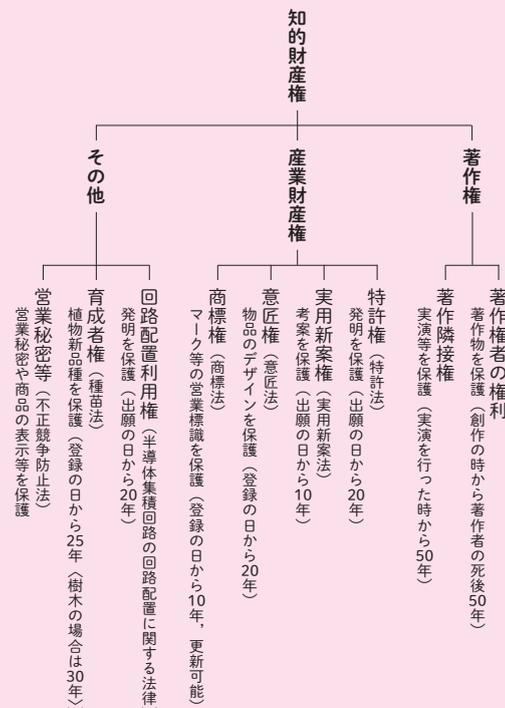
それに、ゴナリ事件やその他の判例についても、デッドコピー以外の保護に対して消極的なのは、書体のもつ公共性を考えてのことでしょう。だったらいたずらに保護するのはどうかと思うし、現状のライセンス契約で十分なんじゃないかな。フォント購入時に使用料を払っているんだから、多少のズルは見逃してもらってもいいでしょう。

B そういうフリーライド的な意識があるから、いつまで経っても書体の保護が進まないんですよ。みんながみんなAさんみたいな考え方をしてしまったら、タイプデザイナーもフォントベンダーもやっていけませんし、そもそも新しい書体を生み出そうとするモチベーションや、フォントビジネスを進展させていこうな、健全な環境が準備されることもありません。

現実には、書体のデッドコピーや悪質な模造品が、そこらに出回っています。それは、書体制作者にとって大きな損失ですよ。それに、デジタル・フォントの隆盛が、さらにそうした状況を加速させている可能性もあります。

こうした状況がずっと続けば、タイプデザイナーの創作意欲は下がるでしょうし、そんなことになれば、日本語書体をめぐる環境は悪化するだけです。

A だけど、それはあくまで理想論だよ。タイプフェイスのもつ公共性を考えても、法律で保護するのが適切とは思えない。だったら下手に理想を振りかざすのではなくて、状況対応的



文化庁ウェブサイト「知的財産権について」より
<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/chitekizaisanken.html>

註12 意匠権

意匠法では、「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるもの（意匠法第2条第1項）であり、「工業上利用できることのできる意匠」のみが意匠登録の対象である（同第3条）と規定されている。

註13 画面デザイン

画面デザインとは「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその昨日を發揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」（意匠法改正第2条第2項）のことで、たとえばデジタル腕時計や携帯電話の画面などがこれにあたる。

註14 商標権

商標法では「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（商標法第2条）であると定められている。商標は、消費者が得た情報をもとに、必要な商品やサービスを選択するための目印として作用する役割を果たす。企業ロゴなどがこれに当たる。

註15 不正競争防止法と商品

不正競争防止法では、商品の形態について、「需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう」（不正競争防止法第2条第15項）としており、その適用範囲は基本的に有体物とされる。

註16 タイポス書体事件

「タイポス45」をデザインした桑山弥三郎、林隆男、伊藤勝一、長田克己が、京橋岩田母型に対し、同社から「キッド」という名称で製造・販売されていた書体を、類似性による不正競争法違反から活字および母型の製造・販売中止、損害賠償を求めた事件（原審1980年）。裁判所はタイポスに対して商品性を認めず、訴えは棄却された（1982年）。

註17 モリサワ不正競争仮処分申請事件

株式会社モリサワと山内一成との間で争われた事件。山内はモリサワの書体を基に書体を作成、これを搭載したレーザープリンタを販売していたところ、モリサワは「山内の

書体はモリサワの書体と酷似しているため誤認混同を生じ、モリサワの営業上の利益を侵害するおそれがある」として、不正競争防止法に基づき、山内の書体を入力したフロッピー・ディスクなどの製造・販売中止を訴えたもの(原審1993年)。第一審ではタイポス書体事件の判決を踏襲したもの、控訴審において原判決を取り消し、「不競法は「商品」を定義していない以上、無体物もまた商品たり得ると解釈できる」「書体はまさに経済的価値を有するものとして独立した取引の対象になる」と認定、タイプフェイスが商品に当たるとした。

注18 ポップ用書体不正競争事件

株式会社ポップ研究所は株式会社ニス(現エヌアイシ株式会社)とともにNIS-POP書体を創作、開発した。ところが、株式会社創英企画、株式会社ティーアールエスプランニングは、この書体と同一もしくは類似した各ポップ用書体を制作・販売したとし、ポップ研究所とニスが原告となり、被告・創英企画ならびにティーアールエスプランニングを相手に、不正競争防止法2条1項1号または不法行為に該当すると主張して、被告ポップ文字を入力した各記憶媒体の製造、販売の禁止、および損害賠償を求めた事案である。判決は、「原告ポップ文字の形態上の特徴は、いずれも、原告ポップ文字のみに特有の形態であるということとはできないこと、仮に、個々の形態の組合せに独自性があったとしても、原告ポップ文字を搭載した印刷関連機器の販売数及び宣伝等の状況に照らすと、そのような組合せにおける独自性により、需要者に強い印象を与えることはないと解され、そうすると、原告ポップ文字の形態上の特徴が、その特徴をもって、原告らの出所表示ないし商品等表示となり、かつ、その点が周知であったと解することはできない」などとして、原告の請求をすべて棄却した(原審2000年)。

注19 不法行為法

不法行為法とは民法第709条のことで、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と定められている。

注20 「タイプフォント」不法行為等損害賠償等請求事件

視覚デザイン研究所がテレビ朝日およびIMAGICAに対し、同社の定める使用許諾を無視し、かつ使用料を支払わずに、同社のフォントを多数番組の制作、放送、配給に使用し、それらの内容が収録されたDVDを販売したとして起こした裁判。第一審の判決理由はさまざまだが、裁判所は故意または過失が認められる条件を、「その侵害につき被告らの故意があったというためには、少なくとも、被告らにおいて、フォント成果物の納品元であるテロップ製作者等が、原告との間で本件フォントの使用に制限を課す本件使用許諾契約を締結しており、かつ、これに違反している旨知っていたことを要するものと解される」とし、「本件にあっては、そのフォントが著作物として著作権法による保護を受けられないとすれば、原告が有する「法律上保護される利益」を、被告らが故意又は過失によって侵害した行為を侵害とは認めず、容認することになる」とした。裁判所のこの意見は、タイプフェイスの保護そのものを放棄することにつながりかねない危険性をはらむものとの指摘もある。現在も継続して控訴中。

注21 フォントプログラムの著作権

タイプフェイスに現状著作権が認めにくいことはここまで見てきた通りだが、プログラムとしてのフォント(有体物とされる)には著作権が認められている。これについては「ディー・ディー・テック事件」において、モリサワが株式会社ディー・ディー・テックに対し、モリサワフォント製品の海賊版を使用していたことが、フォントデータの著作権侵害に当たるとして控訴し、勝訴した判例がある。

注22 本木昌造

もとき・しょうぞう 1824-1875年 長崎生まれ。阿蘭陀通詞、長崎製鉄所頭取を務める。ヨーロッパの精緻な活字印刷物を見て、日本でも同じような活字の開発を目指す。種々の試行錯誤のすえ、上海美華書館のウィリアム・ギャ

に法が整備されるのを待つ以外に手だてはないんじゃないの? 実際、判例もいろいろあるみたいだしさ。そしてそれは法律の専門家が考えるべき問題で、ぼくらグラフィックデザイナーの役割じゃないでしょう。

それに、グレーな状況が新しいデザインを生み出す土壌になっていたりもするんじゃないのかな。デザインの引用しかり、過去のすぐれた作品へのオマージュとして機能する場合だってあるわけだから。

B たしかに現行法では難しいですが、それはあくまで各法が、それが成立した時代の社会状況を反映しているからです。とくにフォントのあり方をめぐっては、金属活字から写植、デジタル・フォントへと、100年にも満たない時間で大きなイノベーションが起きています。今日的なタイプフェイスの公共性のあり方、フォントの用いられ方が十分議論されてきたとは到底言えない状況です。

むしろこうした変化のただ中にあるいまだからこそ、抜本的で根本的な議論と見直しが必要なんです。現行法による適応が難しいからといって、それは書体を保護する必要がない理由にはなりませんよ。海外の書体保護をめぐる状況を見ても、そのことは明らかです。

アメリカにおける書体保護の現状

B たとえばアメリカでは、歴史的にタイプフェイスにデザイン特許(Design Patent 意匠特許)注24が付与されてきました。事実、1842年に交付されたアメリカ最初のデザイン特許は「字母(Printing Types)」を対象とするものでした。

A 19世紀の話でしょう、それは。いまとは社会的状況が違うんだから、判例も変わっているんじゃないの?

B ええ、その通りです。近年でもタイプフェイスそのものに意匠特許を認める判例はありましたが注25、基本的に現在の米国特許庁は、タイプフェイスそのものの意匠特許による保護にはかなり慎重です。しかしフォントには意匠特許の保護を認めていますし、タイプフェイスを作成するフォントソフトウェアについては著作権を認め、登録することも可能になっています。

フォントの意匠特許権者には、意匠特許が付与された日から14年間、権利者以外の人間がクレームされた意匠を取り入れたフォントをアメリカ国内で製造、販売、使用することを排除する、独占的排他権が与えられます。加えて、同様のフォントをアメリカ国内に輸入することも排除できるのです。

イギリス

A アメリカの状況はわかったけど、アメリカが特別なんじゃないの?

B そんなことはありませんよ。ヨーロッパ各国でも書体の保護はされています。

まずイギリスでは、タイプフェイスは登録意匠と非登録意匠、著作権によって保護されています。

A 非登録意匠?

B 意匠登録がなくても、模倣から保護する権利のことです。

イギリスのタイプフェイス保護の特徴は、登録意匠法の保護する「印刷用の活字書体」が無形意匠であるタイプフェイスを含むことが、一般的に受け入れられていることでしょう。ただし日本やアメリカとは異なり、タイプフェイスのデジタルデータは意匠として保護されません注26。

A それじゃあ、イギリスでは書体を使うたびに許可申請が必要になわけ?

B いいえ。タイプフェイス意匠の美術作品について、通常のタイピングや文字組み作成、タイプセッティング、印刷使用などの目的で作品を所持すること、作成された素材にかかわる行為をすることは、著作権侵害には当たらないとされています。ですから、印刷業者のようなタイプフェイスの最終的中間の利用者が、通常の事業過程でタイプフェイスを使うことは、意匠著作の侵害には当たりません。

意匠による保護期間は25年で、アメリカ同様に独占的排他権が認められています。

ドイツ

B 次に、ドイツではタイプフェイスはタイプフェイス法によって保護されていましたが、2006年に意匠法が改正され、現在ではこの法律によって保護されています。ドイツでもデジタル・フォントは保護の対象外とされています注27。

ドイツの意匠法に特徴的なのは、保護要件である新規性・独創性が、個々の文字の形状ではなく、字体を全体として構成する文字の完全なセットに要求されることです。

A どういうこと? 個々の文字を見たときにそれが新しくなくても、全体として新しければいいってというのは、説明になっていないと思うんだけど。

B いえ、そんなことはないです。文字にはそれぞれ決まった形がありますよね。「a」なら「a」として認識できる形がある。個々の文字に新規性・独創性を求めてしまうと、「a」が「a」として認識できないところまで、デザインを変更しなければならなくなってしまいます。そうすると、それはもう、文字が備えている情報伝達機能を果たしません。

ドイツの意匠法では、あくまでタイプフェイスのセットは全体として判断されます。いわ

ばそのタイプフェイスのデザイン的スタイルをもって判断するという事です。

とはいえ、今日では非常に多くのタイプフェイスがすでに知られていますから、意匠の成立要件を満たすことは難しいのが現状です。

また、ドイツの意匠法のもうひとつの特徴に、権利者の保護の範囲が強いことが挙げられます。保護の期間は25年、独占的排他権として、当該意匠を用いた製品の製造、販売、輸入、輸出、利用、所持が禁じられており、第三者による独自創作に対しても排除ができるようになっています^{註28}。

フランス

B 最後にフランスです。フランスは2001年に意匠として保護される「製品」にタイプフェイスが含まれる旨を規定した意匠法を採用し、この法律によって保護を図っています^{註29}。

フランスの場合、保護の対象となる製品は人間活動の結果創作されたものであることが求められます。ですから、タイプフェイスは特定の書体を表示・印刷するための活字や写植機の文字盤のような有体物を指すとされ、無体物である書体のデザインそのものは、ここには含まれません。書体デザインのデジタル・データについても、コンピュータ・プログラムが製品の定義から外れることから保護の対象外とされます。タイプフェイスが意匠として保護されるには、新規性と独自性が求められます。

フランスの保護でおもしろいのは、上記意匠法だけでなく、著作権によっても保護が可能なこと。意匠の形で表現される装飾的、美術的創作は、創作者の選択に基づいて、著作権法と意匠によって、択一的か、あるいは重疊的に保護される——著作物はその美的価値や用途によって、著作者による保護の有無に左右されないという「美の単一性理論」です。創作者の精神活動による作品に対する権利は、その種類、形態、実益、目的を問わず、著作権で保護されるのです。

A なんだかすごいね。保護の力が強すぎない？

B ところが、そうではないんです。もちろん、フランスの場合にも独占的排他権は認められています^{註30}。この独占的排他権は、保護意匠との類似性が認められた場合に模倣と認定するものなのですが、第三者の独自創作など、そこに善意があることが立証できた場合、民事上の責任を問われないという「善意の抗弁」が規定されているため、制限がかけられるようになっています。

とくに社会的公共性の強いタイプフェイスについては、単に似ているだけではだめで、より厳格な基準が求められます。

A より厳格な基準って？

B パブリックドメイン^{註31}を利用してないこと。

A だけど文字の形象なんて、パブリックドメインそのものだよな。

B ですから、ことタイプフェイスの場合は、類似が本質的特徴にまでおよぶ必要があります。

EU

A ちょっと気になったんだけど、イギリスもドイツもフランスも、EU加盟国だよな？ 各国の法律とEUとの関係はどうなってるの？

B EUの前身がECだったのはご存知ですよね？ ECはそもそもヨーロッパにおける経済分野の3つの共同体でしたが、経済分野以外でも連携を図るようになり、EUが発足します。

EUにおいてはEU法が存在しており、加盟国の法体系に直接作用し、経済制作や社会政策では国内法に優先します。EU法のうち「狭義のEU法」と呼ばれるものがあります。これがEC法で、タイプフェイスの保護に関してはこの法律が適応されることになっています。

EC法では、登録共同体意匠と非登録共同体意匠の2つの制度からタイプフェイスを保護します。登録共同体意匠権の保護期間は出願日から最長25年で、第三者の独自創作にもおよぶ独占的排他権が認められています。

一方で非共同体登録意匠権の場合の保護期間は、EU地域内の公衆が利用可能になった日から3年間で、権利の効力も複製禁止権となっており、第三者が権利者が当該意匠を公開していることを知らずに独自に実施した結果として展開する場合は、その効力はおよびません。

A 手厚く保護されているようだけど、タイプフェイス自体の保護もなされているの？ それで問題起きないわけ？

B タイプフェイスそのものの保護はEC法でもなされていないです。やはり製品にとどまります。対象となるのは活字や写植機文字盤などの有体物で、タイプフェイスのデジタルデータは対象となりません。

韓国

A そういえば韓国はどんなの？ デザイン保護法が施行されたと聞いたことあるんだけど。

B よくご存知ですね。はい、韓国では2004年にデザイン保護法が施行されています。

デザイン保護法が施行されるまでの韓国では、意匠法とコンピュータ・プログラム法がありました。意匠法は書体を保護の対象とはしておらず、コンピュータ・プログラム法によって、データとしてのフォント・ファイルが保護されるにとどまっていた。そのためタイプフェイスのデッドコピーやデザイン盗用、海賊版が多く出回っていました^{註32}。

ンプルを招聘し、活字印刷と活字鑄造の講習会を開く。講習終了後長崎製鉄所を辞任し長崎新街活版製造所を設立、活字の販売を開始した。日本における近代活字導入と活字製造の工業化を目指した最初の人。

註23 平野富二

ひらの・とみじ 1846-1892年 長崎生まれ。長崎奉行所、長崎製鉄所機関手をへて、長崎製鉄所兼小菅造船所長などを歴任。本木昌造の請いを容れて新街活版製造所の立て直しを図り、東京築地活版製造所の基盤をつくる。石川島造船所を起業し造船業へも進出。

註24 アメリカのデザインパテント（意匠特許）

アメリカのデザインパテント法による保護を受けるためには、以下の要件が求められる。

- ①製造物品性：特許性のある意匠は、製造物品あるいはその一部に、実施または具現化されていなければならない。
- ②独創性：特許性のある意匠は、独創的でなければならない。独創的とは、「存在する対象物や人をまねた意匠は、法が求めるような独創性がない」（特許審査基準）とされ、当該意匠が模倣でないことである。
- ③装飾性：特許性のある意匠は、機能のみであってはならず、その製造または組み立てから最終的な使用までの「いずれかの時点で」目に見えなければならない。
- ④新規性：意匠特許は、米国著作権法の定める新規性を満たさなければならない。意匠特許の新規性の基準は、「平均的な看者によるテスト」で、意匠の全体の外観は、平均的・通常の看者の目から見て、先行する意匠の外観と異ならなければならない。
- ⑤非自明性：特許性のある意匠は、米国著作権法に基づき、非自明でなければならない。意匠の非自明性の判断基準は、「関連物品について通常の技能を有するデザイナー」が対象意匠の発明時に意匠全体が自明であると判断するかどうかである。

註25 Adobe Systems, Inc. v. Southern Software, Inc. 事件

1995年、Adobe Systems社がSouthern Softwareに対し、自社のフォント作成プログラムを盗用し、自社のタイプフェイスに酷似したタイプフェイスを作成したとして、これを訴えた事件。係争の対象となった意匠特許はフォントにかかわるものだったが、裁判所は意匠特許の対象となる製造物品は、タイプフェイスを表示可能にするプログラムであると判示し、「タイプフォント（type fonts）は特許可能な対象であり、タイプフォントを創作するためのプログラムは製造物品である。したがって、タイプフェイス・デザイン（typeface design）は特許の保護を受ける資格を有する法定対象である」とした。

註26 イギリスの登録意匠保護

イギリスにおける登録意匠保護のためにもっとも重要となるのは「意匠」そのものの概念である。「意匠」とは、「製品またはその装飾の特徴、とりわけ、線、輪郭、色彩、形状、織り方または素材に由来する製品の全部もしくは一部の「外観」と定義されており、「製品」は「意匠」の定義の一部として導入されているに過ぎない。この定義により、「製品」は「外観」をもつ必要がある。そのため、「線」、「輪郭」、場合によっては「色彩」を有するタイプフェイスは意匠の要件を満たしているが、タイプフェイスのデジタル・データは、データの「外観」のものである上記「線、輪郭、色彩」などの「特徴」を備えていないため、意匠の定義に適合しないのである。またタイプフェイスのデジタル・データは、非登録意匠によっても保護されない。これは非登録意匠による保護が三次元の形態に限定されると解されているためである。金属活字、写植文字盤については、登録意匠、非登録意匠とも保護の対象としている。

註27 ドイツの意匠法

ドイツの意匠法には「この法律における意匠とは、製品の全体または部分の二次元的もしくは三次元的な外観であって、製品自体もしくはその装飾、特に線、輪郭、色彩、形状、触感または素材の特徴に由来するものをいう」（第1条第1項）、「この法律における製品とは、包装、表装、グラフィック・シンボルおよびタイプフェイスならびに一つの

複合製品に組み立てられるべき個々の部品を含むすべての工業品もしくは手工芸品をいう。コンピュータ・プログラムは製品とは見なされない」(第1条第2項)と明記されている。

注28 独自創作の排除

意匠法第38条第1項には「意匠は、その権利者に、その意匠を使用し、自己の承諾なくしてその意匠を使用すること第三者に禁じる排他的権利を与える」と規定されている。

注29 フランス意匠法の保護範囲

意匠として保護されるのは、製品の全体または部分の外観であって、特にその線、輪郭、色彩、形状、触感または素材の特徴に由来するものをいう。特徴は、製品自体の特徴でも、その装飾の特徴でもよいものとする。製品とは、あらゆる工業品または手工芸品をいい、とりわけ、複合製品に組み立てられることを意図された部品、包装、表装、グラフィック・シンボルおよびタイプフェイスが含まれるものとするが、コンピュータ・プログラムは含まれない。(第511-1条)

注30 フランスの意匠法による独占的排他権

意匠の所有者の同意を得ずに、意匠が組み込まれた製品を製造、提供、上市、輸入、輸出、使用またはそれらの目的のために貯蔵することは禁じられる。(意匠法第513-2条)

注31 パブリックドメイン

著作物や発明などの知的創作物について、知的財産権が発生していない状態、または消滅した状態のこと。日本語訳として「公有」という語が使われることもある。

注32 98年の調査報告

ハングル活字体が本格的に多様化したのは、1990年以降に進んだデジタル化によるものである。デジタル化によって、タイプデザイナーは複製手段を手に入れ、従来とは比較にならないほど作業速度を向上させた。しかし、デジタルの無限複製技術は深刻な問題を招いた。1998年になされたタイプフェイス開発院の調査によれば、ハングル活字体の種類は1167種だが、そのおよそ半数にあたる約600種類の活字体に、他の活字体との類似性と模倣が確認されると報告されている。

注33 デザイン保護法

デザイン保護法には「1.「デザイン」とは物品(第1条を除く)および書体を含む。1の2.「書体」とは記録や表示もしくは印刷などに使用するための、共通の特徴を持った形で造られた1セットの字体(数字、文章符号、および記号などの形態を含む)を言う」(第2条第1号)と明記され、「デザイナー権者は、業として登録デザインまたはこれと類似したデザインを実施する権利を独占する」(第41条)と定められている。

注34 デザイン保護法による保護の範囲

デザイン保護法第44条第2項は、「タイピング、組版(植字)、または印刷など、一般的な過程にて書体を使用する場合」(第1号)および「第1号の規定に従った書体使用により生産された結果物の場合」(第2号)にはデザイン権の効力はおよばないと規定している。またこの場合、書体が適法に生産されるかどうかは問題にならない。

注35 デザイン保護法の弊害

注35でも触れたが、デザイン保護法は書体を使用してつくった結果物については保護の対象とはしていない。つまり違法に入手したフォントを使って印刷出版やウェブデザインを行ったとしても、その結果物などからフォントファイルを不正利用したことを立証できないのである。しかしこのあたりの事情を正確に把握している関係者は少なく、ウェブサイト上で特定の書体が使用されていることなどを理由に、頭ごなしにフォント製品の購入を強要してくるベンダーもある。仮に不正利用があった場合でも、当該フォントファイルを購入すれば済む問題なのだが、なかには社員数分のフォント製品の購入を強要するケースも報告されている。

韓国の書体市場はけっして広くありません。ハングルがメインの文字として使われるのは世界中でも韓国と北朝鮮だけです。またハングルは画数が多く、アルファベットに比べタイプフェイスの開発に時間も費用もかかります。こうした状況において書体に関する法的保護がなされていないことは、ハングル書体の発展を妨げる、大きな障壁になります。市場の規模、開発にかかる費用という点で、日本語書体をめぐる環境にも似ているところがあります。タイプフェイスへの保護だけが目的ではありませんが、時代の変化に合わせて、従来の意匠法はデザイン保護法に改正されました。これにより、書体が保護対象となることが明文化され、第三者による独自創作にもおよぶ独占的排他権も認められています(注33)。

- A え、じゃあ韓国ではタイプフェイス、書体の文字そのものに意匠権が認められるようになったの?
- B いえ、さすがにそれをしてしまうと保護が強すぎるので、そうならないように規制はかけられています(注34)。現実的にはタイプフェイス、つまり書体のデザインに対してではなく、フォント、すなわちコンピュータ・プログラムであるフォントファイルを保護するにとどまっています。
- A だったらほかのデザイン分野についてはともかく、書体に関してはあまり意味がないのでは。むしろぼくみたいに勘違いする人が出てきて、かえって混乱を招きそう。
- B たしかに混乱が生じている部分があることは否めません。実際、フォントベンダーが勇み足的に強気にフォント製品の購入を強要してくる事例も報告されています(注35)。けれど、それは一部のベンダーによるものであって、フォントファイルの不正利用を防ぐことに効果をあげているのは事実です。また法律として書体の保護を明確に示すことで、ユーザーの意識向上にも貢献しています。

タイプフェイスと法律と、ふたたび

TPPとタイプフェイス

- A なるほどね。でも、ここまでの話を聞いても、やっぱり書体の行き過ぎた保護にはどの国も慎重だよ。
- それに、海外は進んで日本が遅れているって言ったって、そもそも法体系が違うんだから、そっくり当てはめるわけにもいかないでしょう。
- B もちろん書体の保護に関しては慎重になるべきですが、保護をしなくていいわけではありませんよ。海外の事例を引いたのも、日本が遅れていると言いたいのではなく、書体を保護する必要があることを主張したかったからです。各国とも、保護の範囲は違いますが、「書体は何らかの保護を受けるべきもの」という意識は共通しています。その意識の違いが問題なんです。
- A そう言うけど、やっぱりあちらはあちら、こちらはこちらだよ。それに、もし書体に対する意識レベルが海外と同じになったからといって、それでいきなり法律が変わるわけでもないでしょう。
- B そうとも言い切れないと思いますよ。
- A なんて?
- B TPP絡みで行けば、今後、海外の基準が包括的に適用される可能性は排除できないからです(注36)。
- A でも、TPPと書体で絡みがあるとしたら著作権問題でしょう(注37)。日本のタイプフェイスは著作権として保護されていないんだから、大きな影響は出ないんじゃないの?
- B たしかに一番議論を呼んでいる著作権保護期間の問題については、タイプフェイスに大きな影響があるとは思えませんが、特許、商標、意匠などの幅広い知財制度に影響を与える可能性がありますし、著作権侵害の非親告罪化も問題になってきます。
- A その非親告罪化っていうのがわからないんだけど。
- B 簡単に言うと、権利者による告訴を待たずに捜査機関等が事件にできるようになります。現在、著作権侵害は親告罪です。著作権を侵害されたと考える人が訴えを起こすから事件になっている。しかし非親告罪化すると、それを公権力が行えるようになるわけです。TPPで問題視されているのは、これによって主に二次創作が禁止されてしまうのではないかとことです。書体についても、たしかに模倣やデッドコピーの防止には効果があるとは思いますが、書体製作者を萎縮させてしまうことにもなり兼ねません。
- A 行き過ぎた抑止もまたよくないと。
- B だからこそ、早めにある程度のガイドラインを定めることが望ましいんです。
- A 要はなんの保護もしないのは問題だけど、過保護もダメってことか。

書体保護にふさわしい基準とは

- A じゃあさ、Bくんはどう思ってるの? さっきからの話だと、現状に対するダメ出しばかりで、キミがどう考えているのかイマイチ見えて来ない。
- B ぼくは、タイプフェイスにはライセンス契約以外に一定の保護が認められるべきだと思っています。
- A それは著作権ってこと?

B それで理想だとは思いますが。

A でも、そんなことしたら誰も書体使えなくなるし、そもそも新しいデザインなんてつくりだせなくなるよ。似てない明朝体なんてないんだから。

そもそも書体が備えている公共性や社会的共有財産って性格を考えた場合、本当に保護は必要なの？ ライセンスで十分じゃない？

B たしかに文字の形象自体を著作権で保護するのは行き過ぎかもしれませんが。でも、少なくとも保護される可能性があることは、書体製作者の強いモチベーションになるはずですよ。

たとえば個々の文字ではなく、ワンセットのタイプフェイスに対してなら、著作権は認められてもいいのではないのでしょうか。

A ドイツみたいなアプローチね。健全な保護なくしては健全な発展もまたないってか。

B 考えてもみてくださいよ。現在の日本語書体をめぐる状況は、あまりに書体製作者のことを顧みていないです。

A まあ、そこについては同意するよ。

そうしたらさ、Bくんの考えるガイドラインって、どういうものなの？

B 書体の保護にふさわしい法律から考えるのではなく、保護を必要とする状況の整理から入るべきだと思っています。具体的には模造品や無断複製、あるいは模倣が行われていることで書体製作者が被っている実質的被害の把握です。被害の状況を細かく分析することがまず必要でしょう。

次に、日本語書体を制作する際にかかるコストの算出です。これは数的なものだけでなく、その実態を広く知ってもらうことが大切だと考えています。日本語書体は欧文書体に比べて制作を必要とする字数が比較にならないほど多い^{註38}。しかもそれを単につくればいわけではありません。黒みの調整はもとより、寄り引きも必要ですし、ウェイト展開によっては同じ文字であっても形を変える必要だってあります^{註39}。そうした日本語書体制作の実態を知ってもらえれば、それをを使う側の意識変革にもきっとつながるはずですよ。

そしてフォントのもつ公共性とそれを制作した個人の利益とのバランスも考えてみなければなりません。いかに公共性の強いものだからといって、日本語書体制作にはこのように莫大なコストがかかるわけですから、それを一律に公共性というもので切り捨てていいのかどうか。その検証も不可欠だと思います。その際、保護が必要なのは無体物としてのタイプフェイスなのか、あるいは有体物としてのフォントなのかも議論されるでしょう。たとえばデザイン性の高い書体であればタイプフェイスを、基本的な書体であればフォントを保護するなど、保護の範囲にグラデーションがあってもいいと思います。

書体を保護する必要性を社会に訴えることも大事です。たとえば日本タイポグラフィ協会では、主に知的財産権委員会が中心となって裁判事例の資料収集、調査をはじめ、協会内外へのアンケートや啓蒙、権利侵害時の支援活動を行っています。また現行法に対する問題を提起し、関係省庁、企業に対する要望書や声明書の公示、「日本のタイプフェイス（名称登録）」の発刊など、地道な活動を続け、2013年には内閣官房に「要望書」を提出しています。

A でもさ、判例を見る限りじゃ、「デザイン性の高さ」を実現するのは、かなり難しいように思うよ。Bくんだってわかってるでしょう。

B 判例を見ればたしかに難しいですが、日本語書体をめぐる言説がもっとさかんになって、書体評価が形成されていけば、裁判所が参照するリファレンスが增えるわけですから、ぼくは実現不可能とは思っていませんよ。

A うーん、まあ、正論ではあるんだけど……。

B それをやらないと、適切な保護を云々するのはそれこそ難しいですよ。時間はかかることですが、取り組む必要がある課題ではないでしょうか。

A いや、正直ね、文字をデザインしてフォントを制作するのに高い技術が必要なことも、とてつもない時間と費用がかかることもわかっているよ。でもそれはフォントを購入するときにお金を払っているわけだから、それでいいんじゃないの？ それにいまの法律はあてにならないんだから、ライセンス契約による保護をよしとするしかないように思うけどな。

B しかしそれで足りていない部分があるのも事実です。Aさんがやろうとしているみたいに、法の抜け穴を探して、やろうと思えばいくらでもぐり抜けられるわけですし、現在のフォントがデジタルデータである以上、違法複製を完全に防ぐ手だてはないわけですから。

ライセンスで保護できる範囲と保護できない範囲を比較した場合、私は著作権、少なくとも意匠権による保護は必要だと思います。それも、これまでお話したように、保護の範囲を一律に定めるものではなく、ケースに応じた柔軟性を携えたものとして。それでもデッドコピーを完全に排除することは難しいでしょうけど、書体デザイナーが苦心の末に生み出した文字を、ほとんどそのまま模倣するような悪質な模造品は取り締まれますから。

A ぼくはやっぱりライセンス契約で十分なんじゃないかと思うけど、たしかにフォントファイルをコピーしている連中とか、フォント制作ソフトなんかつかってそっくりそのまま模倣している連中を見ると、どうなんだろうとは思うよ。ぼくはそれはやらないからさ。

B だったら、著作権や意匠権に保護に同意するかどうかはともかく、せめてライセンス契約は守ってくださいよ。

A わかったよ(笑)。きちんと追加のライセンス契約を結ぶよ。クライアントに相談したら費用を負担してくれるかもしれないし、そのまま使うのが一番だと思ってるんだから。

—

註36 TPP

正式には「環太平洋戦略的経済連携協定」。締結国間に共通の貿易ルールを適用することで関税を撤廃し、協定国間での経済活動をスムーズに進める狙いがあるが、関税を撤廃することでそれまで優先的に保護されてきた自国産業（とくに農業などの第一次産業）が壊滅的なダメージを受ける可能性も否定できず、慎重かつ多角的な議論が求められる。

—

註37 TPP と知的財産

TPPのなかでもアメリカが最重要視していると目されるのが、知的財産権である。アメリカの海外からの特許・著作権使用料収入は9.6兆円にもおぼり、最大の輸出産業であると言える。知財関連の主な条項としては、①著作権保護期間の20年延長、②著作権侵害の非親告罪化、③著作権侵害に対する法定賠償金の導入、④不正流通防止関連事項で、なかでも議論を呼んでいるのが、著作権保護期間の問題である。現在、著作権の保護期間は著作権者の死後50年とされているが、権利の所在が不明な著作物、いわゆる「孤児著作物」は多い。これらの著作物は公に利用することができない。著作権保護期間が延長されると、当然ながら孤児著作物も増加することになる。

—

註38 日本語書体の構成文字数

日本語書体を構成するのは平仮名、カタカナ、漢字、各種記号、約物、数字、アルファベットであるが、最低限これくらいあれば事足りるという文字数の目安は日本工業規格の定めたJIS第1・第2水準漢字を含む約7000字とされ（いわゆるAdobe-Japan 1-3）、この範囲の字種を収録したフォントデータがStdフォントと呼ばれる。しかし人名漢字はもとより、各種異体字の存在や印刷標準字形など、漢字の種類はじつに多種多様であり、JIS第3・第4水準漢字も含めるとその数は12000を超える（Adobe-Japan 1-5, 1-6）。Proフォントと呼ばれるフォントデータはこの要件を満たしている。欧文書体が26のアルファベット文字の大文字、小文字、その他数字や若干の記号類からなることを考えると、日本語書体制作に費やされる時間の膨大さは、想像に難くない。

—

註39 日本語書体の調整

日本語書体は、とくに漢字において画数に大きな差がある。そのためタイプデザイナーは、画数の少ない文字と多い文字であっても同じような視覚印象をもつように、文字の「黒み」を調整している。具体的には縦画・横画の太さ、フトコロと呼ばれる文字内スペースのコントロールなどである。

また日本語書体は正方形のなかにデザインされているが、文字をその数値的中心においても、視覚的に中心に見えないことがある。これは文字の形象によるものだが、それを視覚調整することを寄り引きと呼ぶ。平仮名の「し」やカタカナの「い」を思い浮かべると分かりやすいだろう。しかも日本語の場合、文字は縦にも横にも組めるため、書体デザイナーが想定しなければならない範囲はかなり広いものと想像できる。

ウェイト展開についても、単純に文字を太く／細くするのではなく、文字の形によっては調整を施す必要が生じてくる。画数の非常に多い漢字であれば、太らせたことにより文字の一部が干渉しあってしまうことも考えられないではない。

こうした個々のケースに応じて、書体デザイナーはその都度自身の目と経験を頼りに、書体の完成度を上げていっている。

参考文献・資料

- 大家重夫『タイプフェイスの法的保護と著作権』（成文堂 2000年）
- 「Typographyic tit」268別冊（NPO法人日本タイポグラフィ協会 2013年）
- 「諸外国におけるタイプフェイスの保護の現状と問題点に関する調査研究報告書」（財団法人知的財産研究所 2007年）
- 「不正競争防止法違反とは」（経済産業省ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/policy/ipr/infringe/about/unfair.html>）
- 「日本のTYPE FACE事件の裁判例」（牛木内外特許事務所ウェブサイト <http://www.u-pat.com/1-3-1.pdf>）
- 「書体名はなぜ商標登録できないか」（牛木内外特許事務所ウェブサイト <http://www.u-pat.com/body07.html>）
- <http://www.u-pat.com/d-84.pdf>（牛木内外特許事務所ウェブサイト）